

令和7年（2025年）12月1日  
子ども文教委員会資料  
子ども教育部保育園・幼稚園課

（第122号議案）

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 (略) 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 (略) 第2節 運営に関する基準 第5条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	目次 (略) 第1章 (略) 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 (略) 第2節 運営に関する基準 第5条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第34条 (略) 第3節 (略) 第3章～第5章 (略) 附 則 (略)  附 則 この条例は、公布の日から施行する。	第26条～第34条 (略) 第3節 (略) 第3章～第5章 (略) 附 則 (略)